

# 巻高校男子バレーボール部OB会規約

## 第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会を「巻高校男子バレーボール部OB会」と称する。
- 第 2 条 本会を次の所在地に置く。  
新潟県新潟市中央区白山浦2丁目201—101
- 第 3 条 本会は、会員相互の親睦を図るとともに母校男子バレーボール部発展に寄与することを目的とする。

## 第 2 章 事 業

- 第 4 条 本会の目的を達成するため下記の事業を行う。
- ① 現役選手の全国大会・主要大会出場時の応援および諸費用の支援。
  - ② 現役選手の練習試合、遠征および選手強化にかかる諸費用の支援。
  - ③ 総会の開催。
  - ④ その他会長が必要と認めた事項。

## 第 3 章 組 織

- 第 5 条 本会員は、以下の条件のいずれかを満たしたもので構成される。
- ① 巻高校在学中男子バレー部に所属して卒業を迎えた者。
  - ② 巻高校在学中に男子バレー部に在籍するも途中退部した者で、本人に本会入会の意志があり、複数名の本会員の推薦を受けた者。

## 第 4 章 役 員

- 第 6 条 本会には次の役員を置く。
- |         |                                |
|---------|--------------------------------|
| (1) 会長  | 1名                             |
| (2) 副会長 | 2名                             |
| (3) 理事  | 若干名 (内、1名を事務局長、その他1名を副事務局長とする) |
| (4) 会計  | 3名                             |
| (5) 監査  | 2名                             |
- 第 7 条 本会は次の準役員を置く
- |          |     |
|----------|-----|
| (6) 代表幹事 | 若干名 |
|----------|-----|

- 第 8 条 役員及び準役員は総会において選出し、決定される。
- 第 9 条 役員及び準役員の任務は次の通りとする。
- ① 会長は本会を代表し総会の招集及び会務を総括する。
  - ② 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはこれを代行する。
  - ③ 常任理事は本会目的達成のために、具体的事業の企画、立案、実践する。
    - i) 事務局長は本会運営に関わる実務一般の管理、及び本会員窓口となる。
    - ii) 副事務局長は事務局長を補佐し、事務局長不在の時はこれを代行する。
  - ④ 会計は会計事務を司る。
  - ⑤ 役員は役員会を組織し、本会の運営に関わる事務を行う。
  - ⑥ 監査は、会計の監査を図り適正な会計がなされているかを監査する。
  - ⑦ 代表幹事は会員相互の情報伝達や、総会運営その他本会の円滑な事業の運営のサポートを行う。
- 第 10 条 役員任期は次の通りとする。
- ① 役員、準役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
  - ② 会長が欠員となった場合は、副会長がこれに代わる。
  - ③ 理事のうち事務局長が欠員となった場合は、副事務局長がこれに代わる。
  - ④ 会長、事務局長以外の欠員はそれぞれの役員や準役員が補充し、その任期は前任者の残期間とする。

## 第 5 章 総 会

- 第 11 条 定期総会運営は下記のとおりとする。
- ① 定期総会は、原則毎年7月に開催される。
  - ② 会長は総会員の10分の1以上の要求があったとき、臨時総会を開くこととする。
  - ③ いずれの総会も出席した会員によって、決議されるものとする。
  - ④ 総会の議長及び書記は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

## 第 6 章 会 計

- 第 12 条 本会の会計は、本会員の年会費を主として、協賛金、寄付金、預貯金利息、収入金などをもって収益とし、本会の維持・運営に要する費用、及び現役選手の支援など、本会の目的を達するために必要な費用を支出する。
- 第 13 条 活動年度を7月1日より翌年6月30日とし、本会の会費を年度末の6月30日までに納入する。
- 第 14 条 会費は1口年額2000円とする。口数は会員各員の意向に任せる。
- 第 15 条 本会計の年度は、7月1日より翌年6月30日までとする。

- 第 16 条 寄付募金は、その都度会長が必要と認めた際に本会員に依頼する。
- 第 17 条 現役選手に対する支援金など第4条に関する事項は役員会の議を経て会長が定める。
- 第 18 条 会計は、本会の会計の状況を総会に報告する。
- 第 19 条 監査は、監査の結果を総会に報告する。

## 第 7 章 会員の個人情報保護

- 第 20 条 会員の個人情報とは、本会が管理している会員の個人情報をいう。また管理する個人情報の項目は下記のとおりとする。
- ①氏名/②卒業年/③現住所④連絡可能なTEL番号/⑤連絡可能なメールアドレス
- 第 21 条 本会は下記の目的に会員の個人情報を利用するものとする。
- ①会員名簿の発行。
- ②2章に定める事業の遂行に必要とされる諸事業。
- 第 22 条 本会の役員及び準役員は、本会運営にあたり、知りえた情報を第三者に漏洩したり、第21条の利用目的以外に使用してはならない。
- 但し警察など官公署からの要請、法律の適用を受ける場合を除く。
- 第 23 条 会員は、相互に会員の個人情報の重要性を認識し、会員個人としての利用目的の範囲を超えてはならず、会員の営利を目的とした事業や政治活動への利用、及び第3者への会員名簿及び会員の個人情報の提供も厳禁とする。

## 第 8 章 附 則

- 第 24 条 本会の設立年月日は平成28年7月9日とし、本会則は同日より施行される。
- 第 25 条 規約の変更は、総会の決議によって変更される。
- 第 26 条 会員の義務として本会目的を達成するために住所の変更等があった場合は速やかに事務局に連絡するものとする。
- 第 27 条 諸事情により、やむを得ず会を解散する場合で剰余金が発生する場合は、必要経費を除いて全額巻高校へ寄付するものとする。

以上

### 巻高校男子バレーボール部OB会役員一覧

役職名	卒 年	氏 名
会 長	S27	渡邊 健
副会長	S32	神田 睦雄
〃	S49	皆川 俊彦
理 事	S34	渡辺 邦彦
〃	S50	富所 寧
〃	S62	田中 正則
理事（事務局長）	S57	渋谷 光栄
理事（副事務局長）	S61	霜鳥 徳弘
会 計 監 査	S50	幸田 敏幸
〃	S61	小杉 和彦
会 計	S62	山崎 賢一
〃	S63	稲田 正典
〃	H 4	川端 隆市
代表幹事	S52	江部 與美宣
〃	S55	藤田 弘樹
〃	S59	大橋 祥子
〃	S60	鈴木 正剛
〃	S61	鈴木 健太郎
〃	H 2	田辺 剛啓
〃	H 2	和田 長三
〃	H10	佐藤 慶吾
〃	H10	太田 聡
〃	H11	幸田 順平
〃	H19	佐藤 友紀
〃	H21	秋山 裕輝
〃	H21	田野 蒼太
〃	H25	佐藤 健